

京都市告示第503号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年1月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧 新 別 | 延 長 | 敷地の幅員 |
|-------------|-------------------|-------------|---------------|---------------------|
| 嵯峨経11号 線 | 右京区嵯峨苺分町12番地の4地先内 | 旧 | メートル 22.70 | メートル 2.70 ~ 3.30 |
| | | 新 | 22.70 | 3.60 ~ 4.60 |

(建設局土木管理部道路明示課)